

都城島津家役所日記 15

「日帳 矣」〈寛永 20 年 (1643) 11 月〉

「〔日帳〕」〈慶安 元 年 (1648) 4 月 5 日〉



都城島津邸

Miyakonojo Shimazu Residence

目次

凡例	4
発刊にあたって	5
史料翻刻	7
日帳 矣〔寛永二十年（一六四三）十一月〕	7
〔日帳〕〔慶安元年（一六四八）四月五日〕	21
史料写真	33
日帳 矣〔寛永二十年（一六四三）十一月〕	33
〔日帳〕〔慶安元年（一六四八）四月五日〕	55
解説	75

凡例

- 一 本書は、都城島津伝承館史料集第十五号「都城島津家役所日記十五」である。
- 一 本書には都城島津伝承館所蔵の史料のうち二冊を収めた。原題はさまざまであるが、史料の性格から『役所日記』とした。
- 一 古体字・異体字・略体字は、原則として常用漢字に改めた。
- 一 変体仮名は原則としてひらがなに改めたが、助詞に使用されているニ・而・江・茂・者などはそのまま小文字で示した。
- 一 字間や行間、余白等に挿入された文字で本文の補充であることが明らかなものについては、その該当する個所に続けて記した。
- 一 校訂にあたって、本文中に読点（、）と並列点（・）を加えた。
- 一 表紙は、巻ごとにその形状を模し、寸法を記した。
- 一 原本が破損や虫損等により解読し難い文字がある場合は、その字数を計って□を挿入した。なお、字数を計りかねるものについては「」で示した。
- 一 抹消文字の判読可能なものは、文字の左傍にゝを付け、判読困難なものはその字数を計って■を挿入した。なお、字数を計りかねるものについては■で示した。
- 一 敬意を表す欠字や平出等については、一字空けて記した。
- 一 校訂者の加えた注はすべて（ ）を施した。
- 一 印章は適宜㊦・、花押については（花押）と記した。
- 一 本史料中には、現在の視点から見ると明らかに不適切と思われる表現も一部見られる場合があるが、歴史資料としての性格に鑑み、原則として原文のとおり収録した。しかし、残念ながら人権の保護に鑑みて、原文のまま収録することが困難な部分もあり、一部の地名・個人名に限って、その標記を省略し、字数を計って□を挿入した。
- 一 本史料集の筆耕・校訂は、都城島津邸学芸員が行い、その校閲を都城島津伝承館審議会原口泉会長にお願いした。

発刊にあたって

平成十六年十月、都城島津家に伝来した史料群が一括して都城市に寄贈されました。その後、平成二十二年三月二十七日には博物館施設「都城島津邸」が開館し、その敷地内に史料を保存・展示する施設である「都城島津伝承館」が設置されています。

都城島津家伝来の史料群については、市への寄贈後、平成十八年度から二十一年度まで、史料調査事業を行い、詳細な目録を発刊しました。そして、都城島津伝承館完成後は同館において、その史料の展示・公開を行っています。

しかし、同史料を都城の歴史を解明するための資料として活用し、かつ歴史的・学術的な価値がどこにあるのかを明らかにするためには、さらに広く史料の内容を公開する必要があります。そこで、史料公開の一環として、平成二十三年度から都城島津伝承館が保管する史料について、翻刻し刊行する事業を行なっています。

都城島津家に関する史料集を刊行することにより、市民

や研究者による史料の活用を促進し、都城地域の歴史研究がさらに深化することを期待します。このことによって、都城に関する史料の価値やその意義が広く発信されることになれば幸いです。

発行する史料集は、史料の中から特にこれまで活字として刊行されておらず、かつ重要と思われる史料中から「都城島津家役所日記」を刊行しています。これらを公開することによって、領主家の政治的動向を具体的に検討することが可能になると考えます。

今回はその江戸初期及び前期の日記二冊を翻刻・刊行します。

なお、令和五年度刊行分から紙媒体ではなく、都城島津邸のホームページを通して、ウェブ公開することにしました。これによって、これまで以上に多くの皆様に活用いただき、都城の歴史研究が活性化することを祈念いたします。

令和八年三月

都城島津邸

日帳 矣〔寛永二十年（一六四三）十一月〕（都城島津家史料 ID 01237）

(表紙)

未十一月

(朱書)

「御用人座」

日帳矣

(付箋)
「已改」

17.8 cm

27・0 cm

一日

一今朝、出仕衆日記を以 奥方へ御申被成候事

一長田内蔵允殿内之者十三歳之男、せいはそく、(背細く)墨染之あ

ハセ、同ぬのこ一ツ着用候而、今月十一日之晩ニ相走候、

其辺於罷通者留立可申出者也

未十月廿一日

(山田有榮)

民部少輔印

(北郷久加)

佐渡守 同

(川上久国)

因幡守

諸所憂衆中

右廻文、今朝かこしま方参候間、則諸口諸外城へ申渡候事

一上田主右衛門殿・松下加右衛門殿へ被仰渡候、町中普請方々へ有之事ニ候、何色之普請ニよらす可被仕付ハ、木屋奉行兩人へ相理見せ候而被致談合可被調候、又公儀方被仰付候普請之事ニ候間、不日道具ハ慥ニ取あつめ木屋へ可致首尾候、右之旨被仰渡候、返事被仰聞候旨畏入申候、此中ハ山喜左衛門殿被相詰候、たい松なとニ罷成候竹ハ如其相調申、殿役所そこくニ渡付申候、其外少々有之分ハ、木屋へ首尾仕候、豊前方以後、弥右之旨可申調候由被申候事

一良きせりはち・のみ口并さほ、此前龍峯寺方しハち加々右(忠事方)

衛門殿使ニ而かり被成、今日御役所へ被上候ヲ、荒河石右

衛門殿へ可渡由御役所不知候間、今日石右衛門殿御番之

由候ニ付、小番所ニ而石右衛門殿へ慥ニ相渡候、使相馬伝

右衛門ニて候事

(兼典)

一津曲筑兵衛殿へ被仰渡候、去年も東方之書物之首尾新右

衛門殿迄被成候、当年も新右衛門殿へも被仰候間、談合候て太儀なから首尾可有由被仰渡候、畏入由候事

一 梶山方鹿・しゝ取候而被上候、被仰候ハ、代官所へうす塩被申候而召置候様ニと御座候、其通長井喜右衛門殿へ被申渡候、又前々のしゝハ塩ヲあつく被申候而召置候様ニと被仰候、同前ニ申渡候事

一 乙守兵右衛門殿・山内寛右衛門殿、此度上使様御着ニ付、御振舞さいもりへ被仰付由候、畏入由兩人共ニ被申候、右衆へ和田左近兵衛殿へ可合候由申渡候事

(大館賢順)
一 清水長右衛門殿、明日町へ茶湯道具はこはせ被成候ニ付、

夫丸三人入由物奉行衆へ被仰候へとも、御藏方へ夫丸一人も無之候由候、就夫御役所へ被申上候、左候へハ殿役所方可出由権助殿被仰候、任御下知ニ其手形、則長右衛門殿相渡候、殿役所へ引付候手形にて候事

一 安永衆皿良正右衛門殿、三日前ニかこしまへ被参候、今日帰宅ニて候事

(半丁空白)

十一月二日 晴 野崎作兵衛

一 火かき 一ツ

右ハ荒川石右衛門殿・清水長右衛門殿方可遣由候間、町へ遣由候、此使乙房丸ノ吉川吉兵衛小者助市と申者ニ慥ニ相渡申候

一米五斗者、須田屋与左衛門方使清三郎と申人指下被申候ニ被遣由候、物奉行衆へ此旨可申由候間、志摩藤右衛門殿へ召列申、則可遣由被申候、但、^{本町}部当所ニ上使御着ニ付、御役人衆御詰被成候、部当所方物奉行所へ被仰遣候、使相馬吉左衛門^(忠良)

十一月三日 晴 野崎作兵衛^(重将)

相馬伝左衛門^(忠仍)

一 火縄六寸計、町方津曲筑兵衛殿御用之由候、上田利左衛門殿へ手形出候而、火なハ請取遣申候、但、新左衛門殿御下知ニ候「^(虫損)」如此候事

十一月三日 一 火はち 壹ツ

右ハ権助殿はちにて候、是ハ長井吟兵衛殿相渡候、吉左衛門・伝左衛門・作兵衛存

一たはこ入 壺ツ ごとうノもん

一火入 壺ツ 右同

一はいふき 壺ツ 右同

一たはこ道具 請台式ツ あかゝね

(北郷久和老)

右四通ハ 上使御着ニ付、本町方内蔵助殿・財部権兵衛

殿、此兩人方御用之由候ニ付、淡路殿・新右衛門殿御下

知ニ付持せ遣候、使来住口ノ山口喜右衛門

一筆■老対者 上使様御着ニ付、本町宿見舞衆内蔵助殿・財権

兵衛殿方入用之由被仰越候ニ付、物奉行衆へ申候て、手形

は御進物蔵方受取、右兩人へ持せ置候、使(ママ)

一硯箱 一通 内ニ硯一ツ 水入有墨一丁

かけこニ筆ニ対有

一上杉原 一帖

一中杉原 一帖

一上中折 三帖

右四通、渡辺善左衛門殿方内蔵助殿・権兵衛殿へ可相

渡由引付参候間、町上使様御宿へ持せ申候、使横市山下
治部左衛門

一まく 片間 但、ぬのたちはなノもん

右ハ 上使様御着ニ付、御陸衆ノ宿ニ入由、渡辺善左衛

門殿方被申越候間、納戸所ノまく片間御持せ被遣候、

使大岩田口ノ曾原勘介、但、右使へ淡路守殿從御下知

遣候事

一古垣(久之)久兵衛殿・西牟田茂右衛門殿・大寺弥五右衛門殿

右ハ、長崎へ御使ニ被参候而、今朝未明帰宅にて候事

一永筵式枚者 上使御着ニ付、本町方財部権兵衛殿書状ニ而

被申越候、御支配所に有之永筵者被申越候間、淡路守殿へ

申候て遣候、使山田ノ千長坊にて候事

一たはこ入 壺ツ 朱ぬりノ箱

一火入 壺ツ 但、ごとうノもん

一たはこ道具入ノ台 壺ツ あかかね

(北郷久老)

右ハ三通、上使御着ニ付御用之由候間、蔵人殿御宿衆へ

かり申候て町へ遣候、使来住口ノ南崎万七左衛門・渡

辺善左衛門殿方被申越候間、善左衛門殿へ可被相渡由

此使へ申候事

右たはこ道具、藏人殿宿衆へ長峯関右衛門殿参被成、かり請被成候事

一段子幕 片間 壺

右ハ上使御役人御宿へ入由候ハ、渡辺善左衛門殿方

淡路守殿へ書状参候間、上田利左衛門殿へ申候て、兵具所へ格護候まゝ遣申候、使戸高加左衛門、郡もとノ

人也

(天部付箋)

「兵具所」

一役所ちやわん壺ツ、新右衛門殿方荒川石右衛門殿へ被遣

候、使来住口小窪助右衛門

一上使様、明日御着ニ付、普請方之儀高木へ清兵衛殿方被仰

遣候、使時任喜之介

一なつめ 壺ツ 并引茶入に候

右者満木与介宿方長井銀兵衛殿・木藤伊兵衛殿方入由候

ニ付遣候、此使大岩田口麓曾原勘介

一灯台 四ツ

一手そへたい 壺ツ

右ハ本町方藏助殿可遣由被仰候間、金良藏^(銀)方出、則持せ申候、使中尾口牧崎勘解由

一なつめ 壺ツ 納戸所方出

一同 壺ツハ権助殿方出

一同 壺ツ筆者所方出

右ハ本町へ清水長右衛門殿へ持せ遣候、此使来住口星

小窪助右衛門

一御手巾 壺ツ 上使様御宿藏助殿方御用之由候、物奉行

所方召寄候而遣申候、使山田衆松山泉長

一上使様御着ニ付ひき茶入由候、就夫なつめ四ツ者御座候、

納戸所へ申候而受取申候へ共不入由候而、則かへし上候、

此使堀切左右衛門殿にて候事

(半丁空白)

十一月四日 相馬伝左衛門

野崎作兵衛

一火縄十五寸計 上使様御着ニ付、川東新右衛門殿方入由候間、上田利左衛門殿方我等受取候て、新右衛門殿へ持せ申候、尤使後町ノ少吉郎

本町部当所御道具番賦

一番 来住口 式人

二番 大岩田口式人

三番 中尾口 式人

四番 鷹尾口 忝人 弓場田口忝人 合兩人

右者御番賦兩人ツ、今日方可被相勤候、朝五ツ時ニ被参、筆者所之日記ニ被付候て、番居替ニ可被申候、如此賦次第ニ無油断可被相次候、緩有間敷候、以上

未霜月四日

筆者所

諸口噺衆中

一上使様、今朝日出時分ニ爰元へ御着被成、御仕合能御立被成候事

五日

一中嶋給左衛門殿方いかた借用被成候由候ニ付、御兩人へ書状参候、返書被成、衆中分之いかた被遣候、いかたハ兵具所方出候、給左衛門殿小者三藏と申者ニ相渡候事

一右いかた給左衛門殿方返し被成候間、高橋彦六へ持せ候而、上田利左衛門殿へかへし付候事

一今日高木衆山路与右衛門、鹿兒嶋へ御用候而御状参候、持参被申候事

六日 晴

一上使様御帰宅ニ付つれられ、為見合木藤伊兵衛殿福山まで今朝被遣候、山田衆山路平佐・大峯宇介・瀬戸口大炊兵衛、右三人為小使被相添福山被参候、賄等ハ福山御かり屋坂本助市へ、此旨物奉行衆方手形為被遣由候事

一権助殿方左京亮殿へ被仰付候、様子ハ、高木へ被罷居候

(上持貞綱 兼田政喬)

自庵、此度 上使様御下向被成候、左候へハ寄候、御知人にて候、指出可懸御目由被申候通聞召候、左様ニ候而ハ笑止被思召候、指出候ハぬ様ニ噺衆へ被仰付候様ニ堅可被仰付候、若被指出候ハ、噺衆越度ニ可罷成候、其通堅可

被仰付候、左様成通、左京進殿御手前方稠敷可仰付候由候、此旨申渡候事

一 山内作右衛門殿へ被仰候へ、此度 御法事ニ付、正福寺方竹五束望度由被申候、御買用ニハ難被成候、何とそ才覚可有由被仰候、返事被申候へ、手形出シ申候へハ、買用ニ不罷成候へハ不罷成候間、右意見噺衆・庄やへ御談合被成候へ、噺・庄や被参候ハ、談合可申由被申候事

(半丁空白)

七日

一 かこしまかり屋番衆かち山ノ坂口権助、今朝被罷帰候、様子ハ、上使様かこしま御出船被成御座申来候事

一 上使様、福山へ夕部八ツ時ニ御着船之由候通、木藤伊兵衛殿方被申越候、使山田ノせと口大炊丞殿ニ而候、今日巳ノ刻ニ参着候事

一 布幕かた間十文字、野辺勘左衛門殿方被申遣候間、被遣候使安永衆堅山源介ニ而持せ被遣候事

一 木伊兵衛殿方被申越候、上使様■四ツ時分ニ御打立可有由被申越候、本田六左衛門殿方直ニ承候由被申越候、使山田ノ大嶺宇介ニ而候事

一 なつめ式ツ、本町客やへ御用之由候間、相馬善左衛門殿へ持せ申候、使大田軍助也

「わんぶたへ十もんじのまく兵具衆方うけ取候て、本町客やへ野辺勘左衛門殿へ持せ申候、使堅山源助也

十一月八日 右ハ西牟田茂右衛門殿・上田利左衛門殿へ返し付申候

一 上使様御宿御門番四人被仰付候、就夫かゝり火御たかせ被成候、かゝり火之台二ツ鎌田藤左衛門殿へ御下被成候、使大岩田ノ木原弥右衛門ニ而候事

(半丁空白)

八日 晴

箸野平兵衛(兼問)

野崎作兵衛

一 上使様、かこしま方昨日爰元へ御着被成候、今日六ツ過ニ

御立被成候事

一 権助殿火はち 上使様御着ニ付入由候而、借用申候

一 今朝辰上申候、右使木原弥助、町御宿へ参候、今日 被

辰上候

一 上使様御着ニ付、まぐ二ツ、壹ツハ十文字、壹ツハたち花

の文之御座候、辰上申候使野村大郎兵衛殿へ渡■

(權助殿)

一同殿火はち辰上申候、使野村大郎兵衛殿へ渡

一 まぐ切数三ツ 但、きぬ上田利左衛門殿へ渡

右ハ上使様御着ニ付御宿へ入申候

一 勝岡丹波守殿方役所へ御使ニ而候、様子ハ、 上使様御下

向ニて候、殊ニ此方御宿被成候仕合能御座候通、一段目出

度存候、此等之旨御申被成候、此使山内弥八左衛門殿ニ而

候事

霜月九日 晴

相馬伝左衛門

野崎作兵衛

一 野鷹くふりニ付、道番衆之事、中尾口三人、鷹尾口三人、

弓場田口三人、来住口三人、此賦之様ニ可被相閉由申候而、

番帳中尾口噺之衆へ今日相渡候事

一 かこしま方丸盆御引せ可有由候ニ而、安永ノ馬形作左衛門、

明日可被参由申候而、伺今日遣候、かこしま方参候状相添

候事、但、釘崎丹後左衛門殿へ右廻文相渡候事

一 かこしまへ為御使相馬吉左衛門殿、今日被参候事

一 上使御通ニ付、辛勞被申候衆へ御酒被給候事

霜月十日 晴

相馬伝左衛門

一 夕鷹くふり、西田治部右衛門殿へ御役所方鈴式对被遣候、

使相馬伝左衛門

一 垂水方奥方へ御使参候、ミかん進納ニて候事、杣山とのノ

由候

一 今日、相馬善左衛門殿かこしまへ為御使被参、跡方追ニ而

鶴田治吉殿福山迄被遣候事

一 納戸衆へ御役所方被仰渡候、様子ハ、奥方御物参に可被

成時、御ツタイ被申候衆計ニ而ハ見かけあしく候間、ぞく

人衆被加御供被申候様ニ、自今以後御供賦可被申由候、又

御先ニ兩人被参候衆被仰付候ハ、可然候、其子細ハむさと

馬など引かけ、無調法成事共無之様に、御先^三兩人ツ、御供被申候人可被仰付候て可然由被仰候、使相馬伝左衛門

霜月十一日 晴

一野鷹くひり衆かこしま方指越被成候^二付、此中鷹衆被相添候へ共、其分^二而ハ不罷成候、就夫三崎伝兵衛殿可被相添由、權助殿方申遣候由候、畏入由被申上候事、但、清兵衛殿被參候而子細可被承由申候

一右儀^三付左京進殿へ申遣候由、三崎伝兵衛殿野鷹くびり衆へ可被相付候、御手寄事闕^二御座候へ共先如此候、其通左京亮殿へ申入候事

一朝 今日方御法事於龍峯寺御座候、法事奉行志間加々右衛門殿・内藤筑兵衛殿、振舞奉行長井喜左衛門殿・和田左近兵衛殿、御靈膳盆衆上田利左衛門殿・渡辺茂兵衛殿^二候事

一御役人衆御兩人・三原次郎右衛門殿御法事^二付、龍峯寺へ御參被成候事

一上使様御通候砌辛勞被申候衆、先日九日^二御振舞致し御座

候、左様成衆、今日御ふるまい被成候^三付、役人衆御代ト

(北郷久秀方)

シテ新右衛門殿いづれもへ御振舞被成候事

一御酒式拾八盃半 上使御通^三付辛勞被成候衆へ御振舞被成候^二而受取候内

内

御酒式十壹盃半入候、残者七盃也、酒盈屋へ相渡候、受取有候

一今晚奥方龍峯寺へ御參被成候事

十二日 曇

一かこしま方相良新右衛門殿、御法事^二付為御使御越候、進物奥方樽一荷・深折一ツ可下候、御振舞御座候、御相半次郎左衛門殿・藏人殿にて候事

(北郷久孝方)

一今日頼娃左馬頭殿、高岡方御帰宅^二而候、左候而龍峯寺之様^二御參被成候へく事

一鶴田治兵衛、かこしま方今日帰宅被申候事

十三日 晴 相馬伝左衛門

一野鷹くふり人へ、今日御振舞被仰候、但、三兵衛・伝兵衛相伴被申候、野鷹くふりノ衆^二而ふるまい可被申由申渡

候、代官所ニもふるまいノ事申候事

一 今日まで於龍峯寺、(北郷久直)廓安様御法事相調候事

十四日 晴

相馬伝左衛門

詰 箸野平兵衛

一 大川原万兵衛殿、今日かこしまへ御使ニ被参候、但、御法事之首尾ノ御使之由候、恵■灯院・南林寺ニも御使へ被参候、又かこしま方御法事ニ付、御使相良新右衛門殿御出候、左様成使ニ而参候事

一 内蔵助殿へ蔵人殿方御使申候、様子ハ、吉右衛門殿此度(北郷久和)(北郷久孝)

上使御着ニ付、於高木早使之入組候、左様成ニ付寺家可被成由被申候、高木次候も寺家被申候間、吉右衛門殿も寺家被成候而可然候、今明日間ニ日次第にて候、所中之寺家ニ而も不苦候間、其通合点可有由御使申候、又前かと御姫様御助銀子被申渡候衆、知行目録不相濟候、急ニ首尾可有様ニ可被仰済由、御使申候、相馬伝左衛門

十五日

古垣休兵衛

渡辺善左衛門

一本御城之荒神之上ふき損候間、かやにて可被相調由普請奉行衆へ申遣之由候間、石坂ニ左衛門殿へ申候へハ、被申候ハ普請方此中仕候事なく候、乍去被仰付事ニ候間、ともかくも御下知次第之由被申候、就夫被仰候ハ、されハ例ニ罷成事ニ候間、いつかたより相調候事ニ哉相談候而(石脱)被申上由候、其旨則坂ニ左衛門殿へ申候事

一 たはこ壱箱ハ北郷佐渡守殿御賞儀ニ付、御座御供衆までニ出候、させる五本ハ預物ニて召寄候事、古垣石右衛門・渡辺善左衛門為存候而候

一 塩鴨壱ツハ 外城様へ、佐州様御着地可有と御座候而被遂候、使乙守源八郎殿、右手形之うら書渡、山内寛右衛門申候而源八殿へ相渡候事

十六日

古垣石右衛門

渡辺善左衛門(元)

(現空白)

十七日

古垣久兵衛

渡辺善左衛門

一三崎伝兵衛為内証被申上候、野鷹くひり衆、今晚可参由被申候、不如意ニ御座候間、御酒少御加勢被成度由被申候、尤ニ思召候間、三盃被遣候様ニ代官所へ可申由候間、喜ニ兵衛へ状を以申遣候事

(忠義)

一吉利下総守殿方御使ニ而候、様子ハ、小右衛門と申人、本来爰元之人由候、去年八月かこしまへ参候而、銀子借申度由申候ニ付、下総守殿被聞召付、銀子御かし被成候、就夫替合なくにてハ罷成間敷候由被仰候ニ付、石崎甚右衛門替合にて書物ニ判被仕、銀子被申請候、神田橋茂右衛門殿も様子被聞召候由候へ共、書物ニ判不被成候、然ハ右小右衛門、当年五月堪忍不罷成由にて相はつし申候ニ付、銀子早々可被相済由、甚右衛門方へも茂右衛門殿前に被仰候而事済候様ニと両度申候へ共未相済申候、何様御言にくき儀ニ候へ共、爰元御役人衆前方替合まで被仰渡相調候様ニと被仰候、使押川主悦助殿と申人ニ而候事

一右御使之儀ニ付、神田橋茂右衛門殿・石崎甚右衛門被召寄、右之様子ニ候通御尋可有由候而、右兩人へ使被遣候へ共、甚右衛門ハ山へ被参候由候、不参ニ而候、茂右衛門殿被参候ニ付御尋被成候へハ、被仰聞候様ニ小右衛門銀子吉利殿へ申請候時、甚右衛門替合にて書物共仕候、茂右衛門事も様子承候へ共、書物ニ判ハ不仕候へとも、吉利殿方兩度銀子返上申候様ニ申付候へと承候へとも、小右衛門いまた銀子かり出し不申由候間、御尋候而可為出候通返事申候、甚右衛門へ右御尋被成而も替合にてハ無之などハ申し上ましく候間、今ちと銀子返上御尋被成候へ、とかく上納候ハてハ不叶事ニ候間、小右衛門召寄相済候様ニと甚右衛門も可申付候由被申候、就夫又茂右衛門殿へ被仰候ハ、とかく甚右衛門御使と同道仕、かこしまへ参候而一着相済候ハてハ調間敷候、吉利殿へも一着之御返事不被成候にてハ不成合事ニ候間、甚右衛門被罷帰次第、一着之御返事被申候へ、其通ヲ吉利殿へも可被仰由候ニ付、甚右衛門殿へ茂右衛門殿同道にて参候而、右之通申渡候へハ、とかく御達次第ニ御使と同道仕、かこしまへ罷越候而小右衛門へ

も申談一着可申済由被申上候、左候而被申上候、其通ニ可
然由被仰候事

一吉利殿御使へ御返事トシテ被仰候へ、茂右衛門・甚右衛

門此兩人口から承候、仰候様ニ甚右衛門替合申、書物仕候
由申候、就夫御使と同道仕、かこしまへ参候而小右衛門へ
も申聞せ一着可相済由申候間、其通御申可有由被仰候事、
使渡善左衛門ニ而候事

十八日

古垣久兵衛

渡辺善左衛門

(現空白)

十九日 晴

古垣久兵衛

野崎作兵衛

廿日 晴

相馬吉左衛門

野崎作兵衛

一川東・山田・にしたけニ川成検地ニ被参候衆、友重十郎右
衛門殿・中嶋電右衛門殿・神野久左衛門殿ニ而候事
一梅北・寺柱・中之郷、右ニケ所ノ行司衆方こぜいつと壺
ツ、被上候間、納殿衆野村太郎兵衛殿ニ而奥方へ上申候事

廿一日

詰 箸野平兵衛

渡辺善左衛門

一かも式ツ、壺ツハ奥方へ、壺ツハ後室様へ御役所方御上
被成候、山内寛右衛門殿・豊丸分右衛門殿へ相渡し申候、
使平兵衛

廿二日 晴

古垣久兵衛

野崎作兵衛

詰

(現空白)

一うつら野明時日かけ候て可被上由申渡候、志和地^(池)の、
み谷・高木・横市

一猪筋引 四ツ

右ハ代官所々今日被召寄候而、町へかこしま殿役衆指越
ニて候、其宿へ被遣由候間、大草段右衛門殿・山田四郎兵
衛殿へ相渡候事

廿五日

箸野平兵衛
相馬伝左衛門

(現空白)

廿三日 八ツ過る雨 箸野平兵衛

野崎作兵衛

廿六日

相馬伝左衛門
古垣久兵衛

(現空白)

一御祈念大般若にて候、正僧、天長寺御相伴善兵衛殿にて
候事

廿四日 詰 箸野平兵衛

野崎作兵衛

廿七日 晴

相馬伝左衛門
古垣久兵衛

一本日ハ鹿兒嶋方ノ廻状四ツ、又天長寺方ノ状一ツ、正応
寺へ野崎市右衛門殿被持候、来住口番衆有馬土佐右衛門
持参候事

一今日ハ次郎左衛門様御病氣之由候て、御指出不被成候事

一船御手形之儀ニ付、手形之前書并御状二ツ、かこしま今日
高木治右衛門と申人使ニ被遣候事

一山田四郎兵衛殿方被申候ハ、殿役番所作候ニ付、御用から
竹廿五本・なよ竹廿五本出されへき様ニ、山奉行へ被仰候
而可被下由被申候、御役所へ申候而、山奉行佐藤五郎介殿

へ竹被遣候様ニと申候事

卅日 晴

野崎作兵衛

廿八日

(現空白)

一 佐藤七左衛門、かち山へ移候儀ニ付、明日かこしまへ為可
承可^(マ)被参候由被仰付候、就夫野村大学助殿・和田讃岐
殿へ次郎左衛門殿御寄方御状被遣候、則今日万左衛門殿
へ御渡にて候事

廿九日

箸野平兵衛

一 今日、古休兵衛殿・相伝左衛門殿詰寄にて候処、御役人
衆川へ御出候ニ付、右兩人被参候、替として我等詰申候
一 今日、御役人衆川あそひへ御出候、御三人ともニ御参不被
成候事、御留主ニハ淡路守殿御存ニ而候事

一 今日、長田甚七郎罷下候、大坂方長右衛門、七右衛門殿
方御役所へ状ニツ持参候、淡路守殿方御役人衆長飯へ御
出候ニ御持せ被成候事

一 今日、庄や詰寄田中重右衛門ニ而候事

〔日帳〕 〔慶安元年（二六四八）四月五日〕
（都城島津家史料 D1010）

(表紙)

20.9 cm

(朱書)

「慶安元年四月五日云云」

30・7 cm

右之使 北郷次右衛門(久孝)

一同十日、後室御返事之旨御兩使へ申入候、必被仰聞候、又次郎事少身ニ候ニ付、知行之儀御談合之由候、被付御心忝存候、然者此方知行之内為庶子分指出可遣由被仰聞候、尤左様ニ可有之候へ共、当家事名跡不定候而、女斗罷有候处、従前代格護之知行差分可遣事難成存候、其上古より庶子之者共多々有之事ニ候へ共、知行之内差分遣たる例無御座候、定而名跡も急度可被仰付候間、其刻之被成御沙汰可被下由為御返事申入候、比志嶋監物殿御同前ニ被聞召候事

一慶安元年四月五日、猿渡大炊助殿・岩切六右衛門殿御使ニ(上置)

而從 御家老被仰聞候、北郷又次郎殿事、直ニ被召仕候处、(久常)

少身ニテ諸事大儀之体候、殊此度於江戸犬追物被相勤候、

今体ニテハ如何ニ候間、庶子分之知行出候而可然被思召候、

後室前方御校量ニてハ之儀ニ候、尤讚岐殿於御存生者無余(北郷忠能)

儀事ニ候間、不及被仰候へ共、先以此等之段、後室へ御談

合之由承候、但、比志嶋監物殿御同前ニ被成承候事、(上置)
(龜尾)

一同八月四日、猿渡大炊助殿・諏訪左右衛門殿を以被仰聞候、様子ハ、北郷又次郎殿知行之儀、前稜従後室北郷次右衛門を以御申候旨、御家老衆細々被聞召上候、就夫為御返事被仰出候、爰元も皆々庶子分之知行出申体ニ候、又次郎殿事も在江戸之御奉公共候、然者少身ニ而ハ可難調儀ニ候間、知行をも被遣候ハてハの儀候、先日後室被成申候ハ、当分名跡も無之候处、知行分之儀難斗由候へとも、是非共庶子分知行被遣可然候、殿様へも被聞召上之儀

候間、縦名跡被成御定候とても、子細有之間敷事ニ候、右之旨、後室へ及御納得候様ニ申候而可然由候、此旨比志嶋監物殿被召烈、於御屋形承申候事

右之使 土持權助^(貞綱)

一同八月十七日、諏訪左右衛門殿・猿渡大炊助殿へ後室為御返事申上候者、先日又次郎庶子分知行之儀被仰聞候、細々承届申候、就夫前々方家之庶子雖御座候、庶子分知行遣候其例無之事ニ候、就中当分ハ名跡も無之候処、女共為分別難斗存候、前之御公儀以御下知、又次郎へ高五百石遣置候、其時節庶子分ハ為相済与存候、雖然遮而被仰儀候間、当分知行之上ニ少々ハ相加遣可申候、大分之儀候ハ、何ケ度も御侘言可申上候、殊更当家事ハ借銀過分ニ御座候、為彼返弁家中之者共及兩度上地仕、疲果及迷惑候、以彼是大分ニ知行可遣儀難成被存候通申上候、然処、知行前高ニ少々相加可被遣之由被成申候、高何程可被相加之由候哉与御使衆方被成御尋候、從此方申上候ハ、細々之儀ハ不被申聞候、前高ニ相加千石程ニ而も可有之敷与申入候事

右之使 北郷次右衛門

土持權助

一同廿二日、御城へ被召寄、諏訪左右衛門殿・猿渡大炊助殿被成御尋候、様子ハ、此方申分之儀、殿様へ可被聞召上候、左様之時節御尋者可有御座之儀候間被仰由候、北郷殿高、前々ハ八万石与聞召候、当分之高ニ下り候儀如何様之仕合ニ候哉、又北郷加賀守殿へ^(三久)知行之分り 御朱印ニ而候様ニ聞得候、是又如何様ニ候哉御尋之由候、申上候ハ、本高下り候事ハ祁答院へ移之時節下候与聞得申候、北郷加賀守殿御知行之儀者 御朱印之地にて候由申来候通申入候処、御両使被仰候者、今些思惟候而、明日様子可申上候由、被仰候事、

右之使 北郷次右衛門

土持權之助

一同廿三日、兩人罷出、御両使へ申入候、昨日申上候ニ、遮而無相易儀候、乍然北郷加賀守殿知行之儀ハ、前々太閤公御下向之砌、当家人質トシテ一雲之子新次郎致上洛候、^(北郷忠頼)此外ニ子を今一人御奉公ニ指出被申上候、北郷先地日向之内ニ有之由候ヲ其人へ可被仰付与之 御朱印ト見得候、夫

ニ付追付加賀殿在京ニテ拝領之知行ニテ候由聞得申候、右之御朱印ハ必北郷家ニ被給たる物ニ而無之候、御公儀へ之御朱印ニ候、其中ニ右之条々相籠申候写ヲ此方へ格護申候、右之段巨細可被聞召上候、北郷佐渡守殿御方へ御尋候ハ、可相聞得候由申入候事

右之使 北郷次右衛門

土持權之助

一同廿七日、前申上候 御朱印写、都之城より召寄候、為念ニ候由申、比志嶋監物殿懸御目候、被成御覽、彼書物御使衆猿渡大炊助殿・諏訪李右衛門殿被成御覽候様ニ可被仰由候而、監物殿へ被召置候事

右使 土持權助

一同八月卅日猿渡大炊助殿御一人ニテ被仰聞候、又次郎殿知行之儀ニ付、従前之庶子分地無之由、又諸士上地共有之事ニ候間、高二分ハ難成由御申候、御家老衆被思召候ハ、御分限之儀ニ候間、其相応之高ヲ被究御申上可然候、其時、殿様へ可被仰上候、其砌 殿様も不相応之 御意共候

ハ、夫ハ御家老衆御前方細々御申分可被成候、其心得候而高員数之究御申上可有候由被仰聞候事

右之使 土持權助

一同九月一日、御屋形へ罷出、比志嶋監物殿・猿渡大炊助殿御同前ニ懸御目候、大炊助殿為御内証被仰聞候ハ、昨日被仰候又次郎殿高定之儀、我々分別トシテ於爰元指図ハ罷成間敷候哉与被仰候、申上候者、是ハ不輕儀ニ候、我々トシテ是非ヲ申上候儀、曾以罷成間敷由申上候、此監物殿被仰候ハ、申分尤ニ候、勿論都城後室へ被聞召候ハてハ罷成間敷候、先以早々權助帰被遣可然候由、監物殿御取合ニ候、又前ニ懸御目候 御朱印写一段題目之物ニ候、彼本書ハ定而此方へ雖可有之候、御評定所へ御写留被召置候、先々被写慥御戻之由候而、此方へ返給候事

右使 土持權助

一九月十八日、御使衆猿渡大炊助殿・諏訪李右衛門殿へ申入候意趣ハ、北郷又次郎知行之儀、前々公儀以御下知高五百石遣置候、然処御公儀へ被召仕候ニ付、為庶子分此上ニ知行可遣儀、当家前々ヨリ其例無之事ニ候、此旨御侘言

之由於度々雖申上候、遮而被仰聞儀ニ候、然時者、万御公儀此中之高四百石ニ六百石相加、当家之高ヲ相放シ、高千石ハ御公儀へ差上申候、又次郎へ可被仰付候、此上者、從前々申上候様ニ、縦少分ニテモ難成存候、然者当家高之闕之儀、千万残多存候、就夫仕合ニ候間申置候、当分ハ借銀有之儀ニ候、已來彼返弁相調候砌者、高千石致買地、此度之不足高分相足候而召置度候由申上候、右之段 御使衆被聞召置候、比志嶋監物殿御同前ニ被聞召候事

一比志嶋監物殿へ申入候者、 御当家御代々ヨリ北郷家ニ拝

領之御神文并御書類候、是ハ必此度之申分ニ付、余無其詮議ニ雖御座候、当家之儀聞召候儀ニ候、前代之儀者自然御出合之為念ニ御座候間、被御覽置候ハ、幸ニ候由申入候、彼書物則被成披見候、於其儀者、御使衆諏訪奎右衛門殿・猿渡大炊助殿へ懸御目候而可然由被仰候、其首尾ニ付、右之意趣申上候、則可懸御目由雖申入候、後日御心靜ニ可有御覽由被仰候ニ付、其後右御両所へ懸御目申候事

一十月十二日、比志嶋監物殿被仰聞候ハ、御使衆御両所被仰候、此中申上置候一筋之儀、三日中ニ可被仰濟儀ニも無

之候、定而靜ニ御相談可有之候、我々事ハ、先以暇申候様ニ可然由被仰聞候事

右之使 北郷仲左衛門(久永)

(助張) 神田橋甚左衛門

一慶安二年正月六日二年頭為使鹿兒嶋へ參上申候處、別ニ御用之由候而、同七日ニ 御城へ罷出候、新納刑部殿・猿渡大炊殿御使ニテ承候ハ、又次郎殿知行之儀ニ付、庄内ヨリ高千石庶子分トシテ可被遣由御申被成候、就其野崎五左衛門殿・平山七兵衛殿ニテ右之旨又次郎殿へ被仰渡候、為御返事被成申候ハ、御公儀御禁多ニ候處、被添御心忝存候、為庶子分高千石可被遣由候、必千石ニ可限儀ニ而も無之候、殿様御打立前御繁多ニ候間、追而靜ニ様子ハ可申上候、惣而庄内之知行ハ惡地ニ而候間、千石被仰付候而モ、とても千石之作法ヲ仕御奉公可難成候、乍去老母ヲ格護申手前、何共不如意千万ニ候間、先々千石之處早々被割付候様ニ奉頼候由、又次郎殿より被成申候、夫ニ付申分与候ハ、如何様成儀候哉与被成御尋候へ者、又次郎殿ニテノ出合之通ヲ右使兩人被申候者 式部様ヨリ知行五百石被仰付候、其内

土地共候而四百石ニ罷成候、右之四百石之物成ヲ又次郎殿一代庄内ヨリ為加勢被遣候ハ、子細有間敷候、必又次郎殿末々迄此加勢ヲ可有請にても無之候、又次郎殿一代之儀候、然時者、右之通ニ被成、千石者都城高ヲ被除、鹿兒嶋高ニ早々被成割付、四百石ハ都城高ニテ物成斗ヲ又次郎殿一代被遣候而可然候、又次郎殿事、讃岐殿御直子之儀候間、御加勢候様ニ後室へ役人衆兩人前ヲ被申上、近日中ニ御返事候様ニ候而可然由御座候事

一 又次郎殿知行之儀何とやらん御伝言之様ニ候て、後室輕々敷可被思召儀も可有之候へ共、御上洛近々ニ候、御打立前ニ濟候ハてハ不叶儀候、夫ニ付、都城方前々ノ使衆雖可被召寄候、日数遅引候而筈ニ合申間敷之由、御家老衆モ被思召拙子へ被仰含候、此等之旨、御納得候様ニ役人衆前より可有申由候事

右之使 川東新右衛門

一同正月十六日、新納刑部殿・猿渡大炊助殿へ後室御返事之通申入候、先日川東新右衛門ニ而被仰越候旨承届候、又次郎千石之知行之事ハ、前々申入候筋ニて候間、任仰早々

可致首尾候、外ニ此中之先地四百石之物成、又次郎一代為加勢可相付由被仰渡候、從此方存候ハ、又次郎先地之事非私候、黃門様御時、於江戸被成御定候、此上著知行之出入有之間敷存候へ共、此度為御公儀強而被仰付候ニ付、万御公儀先地ニ指加、高千石程可相付由申上候、此上ハ何ケ度も御侘言之由、從最前申入候、于今不相替候、殊ニ当家モ借銀過分ニ御座候、今体ニ候而者、弥以返弁モ難成存候、以彼是御侘言之由申入候事

右之使 北郷仲左衛門

北郷次右衛門

一同二月晦日、喜入吉兵衛殿、新納刑部殿にて被仰聞候者、御上洛前ニ御返事可有之ヲ御取籠ニ付被仰渡候、(鳥津久通)圖書頭殿へも御立前ニ被成御談合置候、四百石之物成可被相付由被仰候へとも、後室無御納得候、又次郎殿不如意ニ付被成申事ニて尤ニ被思召候、何方モ庶子分之知行相付事ニ候、殊更過分ノ高之儀候処ニ御申分不成合事ニ候、御名跡相定候とても少分之知行之事ニ候間、少も苦かる間敷候間、四百石之地早々被封可然由被仰聞候、其刻此方申上候ハ、

最前ハ四百石之物成斗為加勢可相付由被仰出候、定而可為其通与申上候ヘハ、刑部殿被仰候ハ、夫ハ御談合ト御座候時之事ニ候、此度ハ為公儀被仰渡候間、四百石之高も千石ニ相添可由被仰候、其刻刑部殿被仰聞候者、此上ヲモ難渋被成申候ハ、江戸ヘ可被成、御上聞候、其時上意にて被仰出候ハ、被成領掌御申ニ而候と可有候、然時者、此中從御家老為被仰儀モ徒ニ罷成如何ニ候間、後室及御納得候様ニ能々使前方可申入由被仰聞候事

右使 北郷次右衛門

北郷仲左衛門

一同三月廿三日、後室被申之段々、猿渡大炊助殿・喜入吉兵衛殿迄申入候、細々被聞召候、然者、今日申入たる意趣書ヲ仕差出可申之由、從御両所トシテ大迫盛右衛門殿ヲ以被仰聞候ニ付、尤御下知次第ニ雖可申儀候、從都之城無下知候処ニ、書物差上申たるニ罷成候而者、使之者迷惑ニ存候俟、意趣書可被召上儀者遮而御侘候由申上候、重而被仰聞候ハ、書物ニハ成間敷候不苦候間、申分微細ニ意趣書差

上候ハ、以其前御家老中ヘ可被成御申候由、右同御使ニテ被仰聞候、仍任御下知差出候意趣書

一先日被仰聞候儀、為御返事都城後室被申上候、又次郎知行之事、高千四百石可相渡之由被仰出候、為庶子分知行相分り公儀高ニ罷成候事、從前代無御座候間、御侘之由雖申上候、遮而被仰付儀ニ候、依難有公儀、此中又次郎格護之高ニ六百石相加、合高千石者公儀ヘ差上候間、又次郎ヘ可被仰付之由、年内申上候、然者高千四百石可相渡候由、此度被仰付候、增高四百石之儀ハ、名跡被仰定之時節、被仰究候様ニ御侘之由被申上候、北郷知行与御座候而も、公儀御知行之儀候、御下知次第ニ候て可有之候得共、代々知行之内を女共分別トシテ差分申候事、名跡ニ定之人も如何様ニ歟可被存候を、女儀念遣ニ御座候而、何程与難申候故、如此被申上候事

一去正月、又次郎被申分トシテ被仰聞候高四百石之物成、加勢之事ハ高不相分事ニ候間、御下知之様ニ可致候、借銀大分ニ御座候故、忤者共度々上地仕、殊外衰微之体ニ候間、物成等少分ニテモ如何在候事、借銀方返弁手硬ニ罷成、迷

惑ニ御座候へ共、仰之旨不輕存候故、加勢米之事ハ任御下知候事

一 前々諏訪杵右衛門殿・猿渡大炊助殿迄申置候、代々之知行高過分相闕候事、如何ニ存候、當時者借銀返弁さへ難成、迷惑申候、經年月若銀子之手廻も可相調候時分御座候ハ、今度相闕候高分買足候て家ニ付置度候、買地無異儀御赦免候様ニ可被聞召置候、同者又次郎へも被仰置可被下候、右買地之事、以來逼候儀、首尾可申も不定御座候へ共、先以存分申上候事

一 庶子分之事、此度之儀例ニ罷成、彼之ニ男・三男ニ相分り、公儀高ニ罷成体ニ候ハ、家之高残り少ニ罷成、可被致迷惑事ニ候間、例ニ成申間敷候、此旨慥被聞召置候而可被下候事

一 右段々之申分、女儀トシテ公儀ニ成合不申儀、毎事可有之候、若達 上聞、申分背 上意申ニ罷成候而者迷惑ニ候間、不成合之儀ハ可被仰聞候、如何様ニも可隨御下知候間、御下知偏奉頼候旨被申上候事

一同廿五日、猿渡大炊助殿御一人ニ而御返事被仰聞候、一昨日之御申分、御老中被聞召上候、在江戸之御家老中へ則被仰越、以御談合一着之御返事可被遊候、御留主居衆ハ聞召置候、然者又次郎殿モ不如意之由候間、年内相究候高千石分、去毛物成之事、早々可被相渡之由候事

一同廿六日、以神甚左衛門ヲ猿渡大炊助殿へ土持權助為御内意被申入候、此度被申上候条々、江戸へ被仰入可有御返事之由被仰聞候、申分之内、已來買地被成御赦免候而可被下之由被申上候段、無御失念江戸へ被仰入候様ニ御取合頼入之由被申候、大炊助殿御返事、此度之御申分、從使之者指出候意趣書を江戸へ被遣事ニ候間、其心得被申可然之由候事

右使 土持權助

神田橋甚左衛門

一同四月十八日、喜入吉兵衛殿・猿渡大炊助殿ヲ以、後室より申分之趣申上候、様子ハ、先日被仰聞候六百石之去毛物成、又次郎方へ相渡可申由候、就夫代廻之儀、先年未之年、領分支配仕候高一石ニ付二斗五升代廻之以賦、諸

給人驅取ニ仕候、其算ニ又次郎事モ驅取被申候間、此度相渡申候、去毛物成ニ斗五升代之賦ヲ以相渡可申候間、從御公儀又次郎方ヘ右之通ニ被仰渡候而可被下候、隨而者、前高四百石ニ今度相究候六百石之高引合、千石之知行地ヨリ指分申度候条、其通ニ被遊御納得候而可被下由申上候事

右使 津曲筑兵衛

(盛常)
野辺勘左衛門

一同廿日、猿渡大炊助殿・喜入吉兵衛殿より、御城へ被召寄、為御返事被仰聞候ハ、六百石之去毛物成之儀、又次郎殿へ被仰渡候間、早々相渡候而可然候、左候処ニ、代廻之儀御意趣ニ無御座候間、彼之儀ハ如何可被申付候哉与御尋申候、夫ハ御申之様ニ給地代与為被聞召事ニ候間、如其賦ヲ以相渡可有之由被仰聞候事

一前ニ被申上候千石之知行、此節差上申度由被申入候、此儀如何可有御座哉与申上候、未其儀者無御申候間、明日モ可有御申候間、我々事モ明日可罷出通被仰聞候事

一同廿一日、御城へ罷出候、喜入吉兵衛殿ハ今日御差出無之候、猿渡大炊助殿御一人にて被仰聞候、又次郎殿へ

御給之知行千石之割付被成候而可然候、殘四百石之儀、江戸へ為被仰上儀ニ候間、相究次第可被仰出由候、先以本高ニ合千石之儀者相究候間、早々可有賦付由御返事ニ而候、我々申上候ハ、於其儀者、千石之名寄支配代之廻ニ賦付、後日可被差上候哉与御尋申候、其通ニ候て可有之与被仰聞候事

右使 野辺勘左衛門

津曲筑兵衛

一同五月廿四日、御城へ罷出、喜入吉兵衛殿、猿渡大炊助殿にて申入候、様子ハ、先日被申上候六百石之去毛物成、又次郎方へ相渡申候、其通被聞召置可目出候、又者千石之知行名寄割付帳差上申候、又次郎方へ御公儀ヨリ被仰付候而可被下候、夫ニ付、三万二百卅一石之内千石除ニ

罷成儀ニ候間、此度惣高目録申請度候へとも、四百石之儀江戸へ被仰上、今些ニ可被遊御談合由、前稜被仰聞候間、

此儀相究候時分、目録可申受候、其通ニ被聞召置候而可被下由申上候、千石之高、梅北寄地之内九百四拾五石四斗七升三勺、門浮免共ニ帳二冊、梅北益貫名之内五十四石五

斗三升九合九勺、門浮免共ニ帳一冊、合帳三冊御受取被召置候事

右使 津曲筑兵衛

野辺勘左衛門

一同廿八日、猿渡大炊助殿・喜入吉兵衛殿、御返事トシテ被仰聞候者、六百石之去毛物成、又次郎殿へ相渡被成たる由御申、被聞召置由候、千石之名寄帳被成差上候、慥被御覽届候条、又次郎殿へ被成相渡可然由候而、帳御返付被成候事

一右之御返事之筋目、小森隼人佐殿にて平田狩野介殿へ被成御承候事

一同六月朔日、御城ニ罷出、大炊助殿・吉兵衛殿へ申入候者、兩日前ニ御返事被仰聞候、後室前々より被申上存分体とも御座座候、被仰聞刻申上度存候へ共、追付可申上事、却而憚多候間致延引候、様子ハ、前稜庶子分之知行差分可申由被仰聞候刻、古来ヨリ北郷家ニ庶子分之知行指分申たる儀無之候由、細々申入候へ共、其上にて指分可申之由、重々被仰聞候、此上者是非ヲ難申上候間、千石之知行者御

公儀へ差上可申通、前ニ為申入儀ニ候、然時者從 御公儀又次郎方へ直ニ被仰付候而可被下由申入候、則被成御披露候、今些被遊御談合候而御返事可被仰出由候事

一同五日、猿渡大炊助殿・喜入吉兵衛殿ヨリ為御返事被仰聞候者、千石之名寄帳、又次郎殿へ從 御公儀直ニ相渡り候様ニト御申、如其直ニ可被仰渡候条、名寄帳ヲ御請取可有由候間、差上申候帳御受取候而被仰聞候ハ、賦之出入等之儀者、何時も可被仰候間、其通ニ承候様ニと御座候事

右使 野辺勘左衛門

津曲筑兵衛

一同年九月廿日、猿渡大炊助殿・喜入吉兵衛殿を以申上候、様子ハ、北郷又次郎方へ知行可差分由候ニ付、梅北名之内千石此方高を相除被割付候而、前々帳差上召置候、然処ニ又次郎方過分ニ荒地共有之由被申出候間、又々割付相直候而可差上之由被仰聞候、是ハ前稜被仰出候様ニ庄内給地并高二斗五升代ニ相廻致割付候、其上此方倅者共罷居耕作仕候ニ付、余荒地モ無御座候処ニ、過分之荒地有之由被申出候哉、不心得儀ニ候、雖然又次郎事、兄弟間之儀ニ候間、

先々彼方合手ニまかせ割付相直候而差上候、被御覽置可目
出由申上候事

右之高

七百四拾八石壹斗八升四合

梅北寄地

七十五石七升壹合

同名益貫

百七拾六石九斗三升九合

五十町

合高千石壹斗九升

右之割付帳三冊、御受取被成被召置候事

一同廿二日、猿渡大炊助殿ニテ御返事被仰出候者、又次郎殿
知行割付可相直由、被仰遣候処ニ、早々首尾御申被成候、
一段肝要之儀ニ候、追付又次郎殿へ被仰渡候、若又様子相
替儀共候ハ、後日互ニ可被仰談由候事

右使 相馬弥五右衛門

一同年拾二月朔日、喜入吉兵衛殿ヲ以申入候、様子ハ、先
日平田狩野介殿まで猿渡大炊助殿ニテ被仰渡候、北郷又次
郎知行千石之上高四百石ノ物成加勢米として、去毛より
相渡可申由候、此四百石之物成加勢米之儀者、当春為被仰
出儀ニ候間、当毛より加勢米として八木相渡可申候、其通

ニ被聞召置候而可被下候、就夫前々申上置候本地四百石
ニ六百石成加高千石為相除儀ニ候間、此度高目録御書被成
候而可被下由申上候事

一吉兵衛殿被仰聞候者、則筑前殿へ被仰入候、

(前津久郷)

佐渡殿、民部

殿へ被仰合候而、御返事可被仰出由被仰聞候事

右使

相馬弥五右衛門

津曲筑兵衛

一同二日ニ御城へ小森^(歌田)隼人殿同心ニ而罷出候、吉兵衛殿より

隼人殿まで為被仰由ニ而、隼人殿方被仰候者、此儀者最前
より猿渡大炊助殿御使被成、御存知ニ而候、当分大炊助殿
御留主にて候間、御帰之時分御尋被成候而御返事可被仰出
由候、就夫高目録之儀者、御出可被成由候、則高奉行衆某
丸大炊兵衛殿へ為被仰渡由、隼人殿方被仰聞候事

一同十三日之朝、喜入吉兵衛殿御宿所へ小森隼人殿・我々
兩人罷出候、隼人殿被成申入候、様子ハ、此中又次郎殿
へ加勢米之儀ニ付、猿渡大炊助殿へ御尋被成、御返事可被
仰聞由候、大炊助殿も地頭所方御帰宅為被成由候間、被
聞召合御返事被仰聞候様ニ奉頼候由、使之者申トシテ、隼

人殿御申被成候、吉兵衛殿被仰候ハ、御物方ニ付、客屋ニ
遮而御隙入候条、誰そ別御使衆ヲ以申入可然之由被仰聞候、
それより直ニ平田狩野介殿へ罷出、吉兵衛殿被仰候通を隼
人殿御申被成候、狩野殿被仰候ハ、吉兵衛殿御隙入候
ハ、別御使衆にても不苦事ニ候間、於御城狩野殿御手
前方誰そ御頼可被成候間、我々事モ今日可罷出由被仰聞
候間、御城ニ罷出候へ者、鎌田左京殿御頼被成候間、此中
之様子細々可申上由候而、左京殿へ御曳付被成候間、吉兵
衛殿を以申入候、段々申上候、追付左京殿被仰聞候ハ、
今日者佐州老御御指出無之候間、御返事無之由被仰聞候事

右使 相馬弥五右衛門

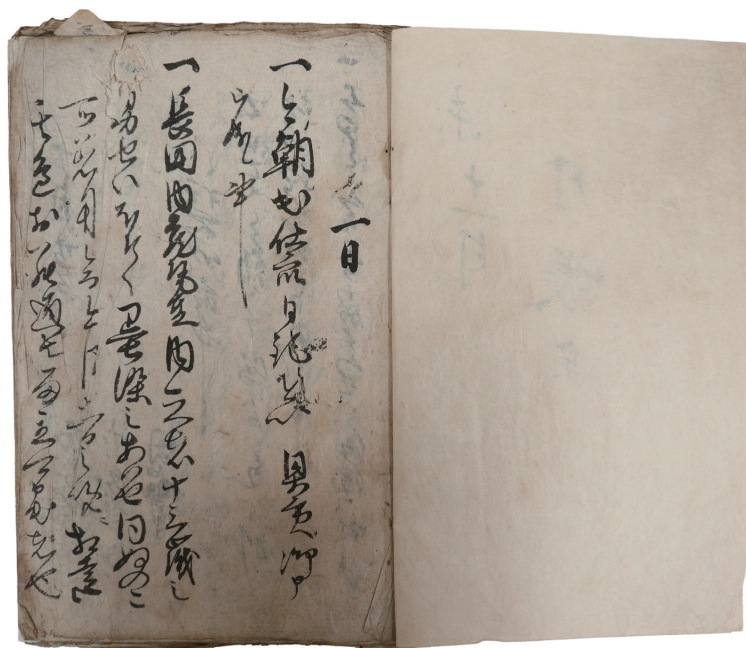
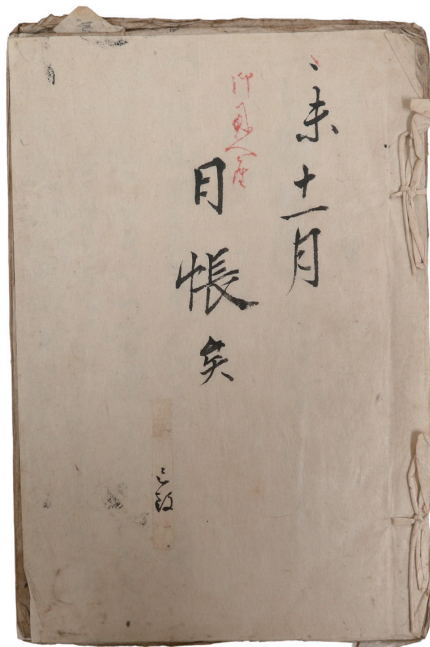
津曲筑兵衛

一同廿日、鎌田左京殿為御返事被仰聞候者、都城より御申被
成候様ニ四百石之物成加勢米之儀ハ、当春為被仰出儀ニ候
間、当毛より又次郎殿へ被遣候而可然候由被仰聞候事

右使 相馬弥五右衛門

津曲筑兵衛

日帳矣〔寛永二十年（一六四三）十一月〕写真



二、此、大、清、
 三、有、後、
 四、
 五、

六、
 七、
 八、
 九、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、

一 修子 養育 行方

あるは修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方

一 修子 養育 行方

修子 養育 行方

一 修子 養育 行方

修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方

一 修子 養育 行方

一 修子 養育 行方

修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方

一 修子 養育 行方

修子 養育 行方

一 修子 養育 行方

修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方
修子 養育 行方

此後九年

一 片 獨 坐 一 角 上 便 拓 心 靈 教 訓
 訓 令 人 心 中 有 一 箇 訓 令 人 心
 中 有 一 箇 訓 令 人 心 中 有 一 箇 訓
 令 人 心 中 有 一 箇 訓 令 人 心 中 有 一 箇 訓

李所記藥譜卷之四

一

王仁公

二

大邑縣志

三

卷之四

家

卷之五

右山崎城 每石より金銀銅鉛六
斗より一斗五升五合に付て金銀

卷之六 古詩 卷之六 古詩

未
新
作

卷之五

讀書

一上便知分明也計之實之也

新水吟
書于佛道
世宗皇帝

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

新子方吟
新子方吟

一、夕、ふり、雷、雨、ふり、降、り、て、
 一、重、なる、雨、云、が、又、之、を、之、に、
 一、重、なる、雨、云、が、又、之、を、之、に、
 一、重、なる、雨、云、が、又、之、を、之、に、

一、此書乃...
...
...

古書

一、此書乃...
...
...

一、此書乃...
...
...

古書

一、此書乃...
...
...

一、此書乃...
...
...

古書

一、此書乃...
...
...

一

古德年
後年

[illegible]

七

江陰王三
海寧王三

李

長江之水
流到海

[illegible][illegible][illegible][illegible]

木口

流石の事

水口

一 寺の廣く分てて世の工とてなりけり
而して此の寺もまた上なるに在りて是れ
水口なり

一 寺の此の所なりて是れ水口なり

木口

流石の事

水口

木口

流石の事

水口

一 寺の金大般若なりて是れ天也なり
此の寺の事なり

木口

流石の事

一 寺の水なりて是れ水口なり

一 寺の金大般若なりて是れ天也なり

此の寺の事なり

木口

此の寺の事なり



〔日帳〕 〔慶安元年（二六四八）四月五日〕 写真

慶安九年四月五日

[illegible]

多
常

三子之爲家也

[illegible][illegible][illegible]

地うへに下敷に通入るものありて
此等石堆の下の地をうへに下敷に

松尾重吉

為替

一月廿三日入るものありて、
此等石堆の下の地をうへに下敷に
大岡公判の下の地をうへに下敷に

新築の地をうへに下敷に
此等石堆の下の地をうへに下敷に
大岡公判の下の地をうへに下敷に

此等石堆の下の地をうへに下敷に

松尾重吉

為替

一月廿三日入るものありて、
此等石堆の下の地をうへに下敷に
大岡公判の下の地をうへに下敷に

松尾重吉

為替

一月廿三日入るものありて、
此等石堆の下の地をうへに下敷に
大岡公判の下の地をうへに下敷に

蔣中正

我々
の
徳
義
を
指
図
し
て
其
の
功
を
示
す

河東官一候題自校一校書

為權

る家ありヨリ
も例
之事
と
此
後

國紙千萬張多者就使供之

ト云ふ事ハ、後述する所ニ、又、
此等、お同、物、之、事、石、後、述、の、事、
之、事、ト、お、同、の、事、ト、云、ふ、事、
後、述、の、事、ト、云、ふ、事、
一、後、述、の、事、ト、云、ふ、事、
此、等、の、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、

之、後、述、の、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、

一、十月、十日、後、述、の、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、

此、等、の、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、

一、本年、二年、四月、六、年、以、後、後、述、の、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、
必、ず、云、ふ、事、ト、云、ふ、事、

永年の麻子より千石と見ゆ必千石
二浪内より千石 船積山并に市に賣
る此の麻子より千石と見ゆ必千石
無地より千石と見ゆ必千石
作法は山並に船積より千石と見ゆ
後漢より千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石

千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石

千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石

千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石
千石と見ゆ必千石

[illegible]

一月三月廿三日 條云 予、夜、接、後、郎、兩、友、
來、入、台、裏、友、と、又、以、何、を、つ、ま、ひ、物、と、し、又、

少頃忽夢見之

[illegible]

之知也。紙書也。之者。乃何經之耶。
而乃乎。之者。

一、
 代
 經年
 月
 子
 之
 友
 國
 事
 為
 迷
 途

一應々々事 此處成例 其後二里
之方、お入り之儀有、其後御と申く
高砂り女、其後二三段建其申、くる

一 石屋よりトか女儀より儀に成石戸儀
 毎半のころに有連 上開りか宵
 ら意より女奴を連取るる處合に成
 てし位より有連より一他御上知より上知
 偏より有連より上知より有連

[illegible][illegible]

五事 一 乃其心 乃其心 乃其心

交

商榷

中國書畫

二月廿六日長春書至五接後上讀明友之
信云公在石之氣如故又讀部官

お後より、池田代に成る年まで
年頃より記述するに、二斗半
代に、一歳、法倉人、國を、法に、
又、一斗半、國を、一斗半、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、

お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、

一月廿日、後、お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、

お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、

お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、
お成、二斗半、代に、一歳、お後より、

[illegible][illegible][illegible]

一、四年四月、日、種彦、大、居、西、山、大、臣、言、事、有、
上、下、之、難、多、也、其、中、有、一、初、言、者、不、
中、言、後、亦、言、內、子、石、井、方、言、也、如、此、
言、割、分、之、事、也、後、言、之、言、事、也、然、也、

野多動火此
健樹

價より高くはなれども
もたれども割れぬ

吉之

古有羅倫石三斗

梅水堂

草書石華

司省盡費

百七拾五石九斗三升八合

字

合字石之印

ち、割付帳三冊と云れり。又、右の
同共ニ、後段大崎町より、山越支之信宛に
又、ある如く、割付一紙、奥の信を以て、
あるる尾中へ、或一二紙所寄成、之進角
又、可成くと信條あり、又、箱にお替成ると
あるは、この信條を以て

相馬河之

一月年於二月朔日長春を去るべし入病
久々平岡特許を以て權限大増強を以
てはるが如く知る者にとて平岡石
物及び礦業として毛より知後で
以て平岡石と南の礦業として南の石と
知る者にとて毛より知後

あるとくちとて、地の中石、古石、石、
この石、石、石、石、石、石、石、石、
石、石、石、石、石、石、石、石、

一、古、古、古、古、古、古、古、古、
古、古、古、古、古、古、古、古、
古、古、古、古、古、古、古、古、

津田氏

一、日、日、日、日、日、日、日、日、
日、日、日、日、日、日、日、日、
日、日、日、日、日、日、日、日、

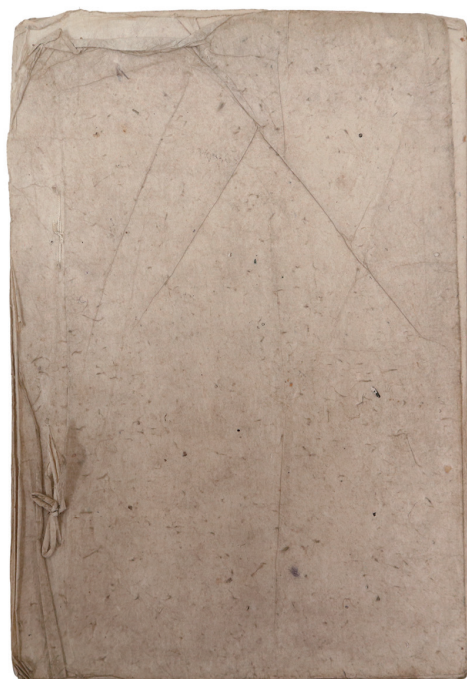
中、中、中、中、中、中、中、中、

一、日、日、日、日、日、日、日、日、
日、日、日、日、日、日、日、日、
日、日、日、日、日、日、日、日、

古、古、古、古、古、古、古、古、
古、古、古、古、古、古、古、古、
古、古、古、古、古、古、古、古、

馬江空
津田龍

相公海內名
漢曲海內名



【史料解説】

今回は、①「日帳 矣 寛永二十年（一六四三）十一月」と
②「〔日帳〕 〈慶安元年（一六四八）四月五日〉」の二冊分を
刊行する。まず①からみていこう。

本史料について形態からみると、縦二七・〇cm、横一
七・八cmの帳簿形式となっており、竖帳と呼ばれるもので
ある。

表紙には「未十一月日帳矣」と記され、また「御用人座」
の朱書がある。「御用人」は、都城島津家では家老の次に
位置する役職、「御用人座」はその執務場所のことである。
表紙の字体とは異筆であることから、記録者とは別の人物
が後に記したのかも知れない。また「已改」と記された
付箋が貼付されている。これは江戸期に都城島津家におい
て、記録方による文書改が複数回行われていることから、
文書改が已の年に実施され、その実施済を示すために貼付
されたものであろう。ただ、この已の年の詳細な年代は不
明である。

表紙を開いてみると、十一月一日から三十日までの記事

が記されており、表題通り、寛永十四年十一月中の記録で
あることがわかる。ただし、途中、日付のみで空白の部分
が五日みられる。毎日、日付は記されているが先述したよ
うに空白で記録がない日、天氣が漏れている日、また記載
担当者が漏れている日も見られる。それらを示したのが表
1である。また、記載者の担当回数を示したのが表2であ
る。表2によれば、野崎作兵衛と相馬伝左衛門が一回・
一〇回と多く登場していることがわかる。記載者の役職に
ついては「用人座」とあることから、「用人」あるいは
「用人座」に勤務する立場の役人であろう。表3は連名者
ごとに並べたもので、古垣久兵衛と野崎作兵衛の連名が四
回と最も多く、相馬伝左衛門と野崎作兵衛及び箸野平兵衛
と野崎作兵衛の連名が三回となっている。

表1. 寛永二十年（一六四三）十一月 御用人座日帳
記録担当者及び記事空白日

日	記録担当者		天候	記事空白
1	未記載			
2	野崎作兵衛		晴	
3	野崎作兵衛	相馬伝左衛門	晴	
4	相馬伝左衛門	野崎作兵衛		

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	日
野崎作兵衛	箸野平兵衛	未記載	相馬伝左衛門	相馬伝左衛門	箸野平兵衛	箸野平兵衛	箸野平兵衛	古垣久兵衛	箸野平兵衛	相馬伝左衛門	古垣久兵衛	古垣久兵衛	古垣久兵衛	古垣久兵衛	古垣休兵衛	相馬伝左衛門	相馬伝左衛門	未記載	未記載	相馬伝左衛門	相馬伝左衛門	箸野平兵衛	未記載	未記載	未記載	記録担当者
			古垣久兵衛	古垣久兵衛	相馬伝左衛門	野崎作兵衛	野崎作兵衛	野崎作兵衛	渡辺善左衛門	野崎作兵衛	野崎作兵衛	渡辺善左衛門	渡辺善左衛門	渡辺善左衛門	渡辺善左衛門	箸野平兵衛					野崎作兵衛	野崎作兵衛				
晴			晴				八ツ過る雨	晴		晴	晴					晴	晴	曇	晴	晴	晴	晴		晴		天候
○					○						○	○		○												記事空白

箸野平兵衛	相馬伝左衛門	野崎作兵衛	相馬伝左衛門	箸野平兵衛	箸野平兵衛	古垣久兵衛	古垣久兵衛	古垣休兵衛	相馬伝左衛門	箸野平兵衛	野崎作兵衛	相馬伝左衛門	野崎作兵衛	野崎作兵衛	役人名	回数	月/日
1	1	2	2	1	1	2	4	1	1	3	3	1	11 / 3				
11 / 29	11 / 10	11 / 2	11 / 26	11 / 25	11 / 21	11 / 19	11 / 16	11 / 15	11 / 14	11 / 8	11 / 4						
		11 / 30	11 / 27				11 / 22	11 / 17		11 / 23	11 / 9						
							11 / 18			11 / 24	11 / 20						
							11 / 22										

表3. 連名者別一覧

※古垣休兵衛と古垣久兵衛は同一人物と判断した。

5	4	3	2	1	No.	記録担当者	回数	%	1 / 10 日	11 / 20 日	21 / 30 日
渡辺善左衛門	箸野平兵衛	古垣久兵衛	相馬伝左衛門	野崎作兵衛							
5	7	8	10	11							
21.7 %	30.4 %	34.8 %	43.5 %	47.8 %							
0.0 %	16.7 %	0.0 %	66.7 %	83.3 %							
50.0 %	12.5 %	62.5 %	37.5 %	25.0 %							
11.1 %	55.6 %	33.3 %	33.3 %	44.4 %							

表2. 記載者の担当回数

内容を見ると、上旬は上使の都城来訪についての記録である。一日に上使が都城来着予定のため町中の公儀普請が命じられ、対応する担当の割り当てが行われている。二日には上使の到着に備え、家老衆が本町部当所へ詰め、翌三日には幕や茶道具を準備している。上使が都城に到着したのは、四日の日の出時分と記されている。ここで注目されるのは、上使対応について、筆者所から日記に記録するように指示されていることである。上使の対応は都城を上げて行われており、後年の参考とすることを目的に記録も残すことにしたのであろう。

なお、途中、上使は鹿児島へ向かったようで、七日の記事に鹿児島を出船したこと、午前二時頃に福山に到着したこと、午前九時頃に都城に到着したことが記されている。そして翌八日の午前六時頃に上使は都城を出立している。上使来訪において対応した家臣に対して役人から酒が振舞われている。

十日以降は、垂水から久直室（忠能の娘春嶺）に使者がやって来てみかんを進納している。これは、春嶺の母親が

島津もちひさ以久の娘であり、以久の子孫が垂水の領主となっていることが関係しているのであろう。

二十八日の記事は、佐藤七左衛門が梶山に移ることについて、鹿児島いさごの許可を得ている。彼が都城の家臣か藩の直臣であるかはつきりしないが、都城の家臣であるとすれば、たとえ都城の家臣の問題であっても、武士の移動については藩に権限があったことがうかがえる。このほか、鷹狩に使用する鷹のくびり衆の都城来訪や川成検地の記事も見られ、江戸時代初期における鹿児島と都城との関係、都城領内の行政のあり方を知ることができる。

記事の概要について、表4としてまとめたので参照されたい。

なお、寛永二十年は、同十八年十一月六日に、藩主島津家久の子である都城領主北郷久直が死去し、領主空位の時期であった。このことについては、②史料の解説で述べる。

表4. 寛永二十年（一六四三）十一月「御用人座」日帳概要（抄）

日	記載者	天候	概要
1	未記載		鹿児島からの廻文（鹿児島から出奔した者の情報）到来諸口諸外城への申し渡し、また、町中の公儀普請が命じられる。

次に②についてみていこう。本史料について、まず形態からみると、縦三〇・七cm、横二〇・九cmの比較的大型の帳簿形式となっており、堅帳と呼ばれるものである。

表紙をみると、朱書で「慶安元年四月五日云云」と記されている。記録されているのはこの日だけではないことから、記事の始めが慶安元年四月五日であり、その後も続くということ、「云云」としたのであろう。

表紙を開いてみると、慶安元年（一六四八）四月五日から翌慶安二年十二月二十日までの記事が、一つ書きで記されている。ただし、毎日記されているのではなく、日付は飛んでいることから、日記とはいえない。本史料は、北郷忠能の三男久常^{ひさひね}への知行付与問題における藩と都城との交渉内容をまとめた記録であり、それに関する記事のみが記されているためである。なお、その内容については後述する。

記事それぞれに、交渉に関わった藩の使者と都城の使者が記録されている。それを示したのが表5である。役職については判明した者についてのみ記した。これによれば、都城の使者の役職は概ね「家老」と「地頭」となっている。

家老は、領主に仕える行政担当の責任者である。地頭は、家老または家老の次に位置する用人が就任している。ただ、同時期の家老の中に彼らの名前は確認できないことから、ここでは用人であろう。つまり、いずれも都城の重職を担う役人であったといえよう。

藩側の使者についてみると、判明した者は上置^{うわおき}と中抑^{なかおさ}である。この役職は、江戸時代初期に藩によって設置されたもので、上置は都城領主の後見役、中抑は都城と藩の取次というべき役職であった（注1）。したがって、藩と都城の交渉に仲介役として参加したといえよう。

表5. 記載者及び藩側役人の役職

藩			都城		
氏名	役職	氏名	役職		
猿渡大炊助	上置	北郷次右衛門	久孝	家老	
岩切六右衛門		土持権助	貞綱	家老	
諏訪奎右衛門	兼清カ	北郷仲左衛門	久永	家老	
比志島監物	範員	神田橋甚左衛門	助張	鷹尾口地頭	
新納刑部	忠秀カ	川東新右衛門			
喜入吉兵衛	久供	野辺勘左衛門	盛常		
小森隼人	政尚	津曲筑兵衛	兼典	梶山地頭	
	中取（中抑）				

次に内容についてみていきたい。

本記録は、先述したとおり、北郷忠能の三男久常に対して千石の知行等を付与することについて、藩と都城との交渉の内容を時系列で詳細に記したものである。

これによれば、久常を藩の直臣とし、藩の役を担わすために都城の高を割いて加増するようにと藩から命じられたことがわかる。そしてこのことについて、藩と都城の一連の交渉が詳細に記録されているのである。

この史料の内容を理解するために、関連する同時期の藩と都城の関係について記しておく（注2）。

寛永八年（一六三二）二月五日、都城領主北郷忠能が死去し、その子忠亮が跡を継いだ。^{たけひ}藩主島津家久は忠亮が都城領主を継ぐにあたって、同年の三月二十八日に、今後家中への死罪や知行没収などの沙汰を行うときには、事前に鹿児島へ報告してから行うこと、これからは鹿児島屋敷に移って世情の様子を見習うことを指示している。また同時に、都城家老の人事にも介入した。つまり忠能の死を契機に藩による都城に対する介入が始められたのである。

寛永十一年二月十一日に忠亮が二一歳で早世すると、同年五月に藩主島津家久の妻子である久直が都城領主となった。この時久直に対し、父である藩主家久から一五条に及ぶ教訓書が喜入休右衛門によって届けられた。これには領主としての心構えが記されており、加えて、都城領内の家臣への処罰の執行については、家老衆とよく相談し鹿児島へ報告した上で行うようにと指示している。

さらに久直が十月に都城へ入部するにあわせ「惣奉行」として喜入休右衛門が従っており、これは喜入に代わって相良奎之助が就任する時には役名が「上置」となっている。惣奉行・上置の役割は、領主久直の後見役であり、久直が政務を実施するにあたっての相談役・後ろ盾であった。そして、上置は藩主家久の意思を都城へ伝える役目を有しており、都城領に対する鹿児島からの監視役であるとともに、領政指導の役割をも担っていたといえよう。

慶安二年（一六四九）になると、上置に加えて「中取」、後に「中抑」という役職が設置されている。中抑の人数は二人で、一人は鹿児島が選任・任命し、いま一人は都城が選

任し、鹿兒島へ申請した上で藩が任命した。選ばれるのは両者ともに鹿兒島城下士であり、その役高は前者が一五〇石、後者が一〇〇石であり、ともに都城が負担することになった。

その役割は一人ずつ交代で都城に詰め、都城領主や役人の相談役であり、すべて彼らを通して鹿兒島へ上申することとされ、鹿兒島と都城の取次役であった。中取・中抑が設置された慶安二年頃は、前領主北郷久直が寛永十八年に二五歳で死去した後、その後任が決まらずに都城領主空位の時期であった。

寛永二十年十一月には、藩主島津光久が都城に対し「現在、家督の跡目が決まっていないので、都城家臣の仕置や定めについては、鹿兒島に相談し、その上で鹿兒島から仰せ付ける」といった内容の書状を送っている。寛永期以降都城領政に対する藩の干渉が続いていたが、領主の不在時には、鹿兒島が直接都城領内に対する指示を行うことになっていた。ただ、『都城島津家歴代史』には、この時期に久直の正室(忠能娘、法名春嶺良仲大姉)が家老土持貞綱らの

補佐を受けて領政を行っていたとも記されている。

島津氏は近世初頭から北郷家に対して、その統制を強めてきたが、寛文・延宝期(二六六一〜八二)に至ってもそうした動きは継続していた。

明暦二年(二六五六)に領主に就任した藩主光久みつひさの二男で都城領主であった北郷久定ひつたかが、寛文二年(二六六二)に一九歳で早世すると、その跡目問題が藩と都城の間で起こった。

藩は、藩主光久の三男で喜入家に入っている喜入忠長を久定夫人であった千代松ちよまつと結婚させて、都城領主とすることを伝え、忠長に対して「島津」を名乗るように指示してきた。

実は北郷家には、忠能の血を引く藩の直臣となっていた久常が存在していた。そのため都城領主が「島津」名字になることで北郷家の一統が不満を抱くことを危惧して、光久は、久常に対して北郷家伝来の重物と高三〇〇石を渡すことを決めている。

北郷家血筋の者、特に忠能の妻とその家来たちは、忠長が都城領主に就任することには承服しがたいものがあつたが、結局は、忠長の領主就任と「島津」名字の名乗りが実施されたのである。

こうした藩と都城にとって重要な歴史的局面の中で、②の史料は作成されている。本史料から久常の処遇をめぐる当時の状況を詳細に知り得るのである。

まず、久常の系譜を表6で示した。

表6. 北郷久常系譜

西暦	元号	年	月	日	事項
1623	元和	9	5	20	誕生、母北郷家臣福山主水吉治女
1640	寛永	17	2		久直領主の時、弓場田口地頭職となる。
1646	正保	3	11	13	武州王子村の犬追物興行において、藩主家久が將軍徳川家光の台覧に参加、その時久常は射手の列に加わる。
1646	正保	3	11	16	藩主光久の犬追物に射手は皆供奉し、久常の射手を將軍家光ほか一同がご覧になった。御服二重を拝領する。
1646	正保	3			藩主光久の射手の者、二之丸に上がり、若君大納言家網に拝謁し、御小袖を賜る。

西暦	元号	年	月	日	事項
1648	慶安	1			千石の知行を庶子分として忠昭（久常）に付与するように藩主からの命令あり、そうした場合の事例はないことから、忠能の後室・久直の後室として家老が協議し、梅北の寄地村千石を献上。他に毎年高四〇〇石の納米あり。
1651	慶安	4			藩主光久が武陽（江戸）行きへ久常供奉。その途中に將軍家光の死去の報が届き、久常は先遣として哀悼を述べる。
1652	慶安	5	1		久常、新当流馬騎方を松田伝兵衛を師として学び、免状を受ける。
1656	明暦	2	冬		山井軍法を江戸の松田一閑斎に学び、免状を受ける。
1661	寛文	1	12	14	藩主光久が將軍より御鷹の鶴を拝領、久常がその礼使として江戸へ赴く。
1664	寛文	4	12		松山地頭から平松地頭に移る
1664	寛文	4			藩主光久が將軍より御鷹の鶴を拝領、久常がその例使として江戸へ赴く
1666	寛文	6	10	14	平松地頭職から鶴田地頭にかわる
1679	延宝	7	5	12	勤番及び組頭 死去 享年五七、法名月照院智山清鑑大居士、興国寺に葬る

（出典）『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜2』「新編島津氏世録 支流系図北郷氏」

久常は、一二代北郷忠能の三男で、母は福山主水吉治の娘とする。二人の兄である翁久おきさつと忠亮ただすけは都城島津家の系譜によれば領主に就任している。なお、両者とも母は島津以久の娘である。

表6によれば、久常は元和九年（一六三三）に誕生、寛永十七年（一六四〇）に藩主家久の実子である久直が領主の時に一八歳で弓場田口地頭に就任している。正保三年（一六四六）には、藩主島津光久に従い江戸に上り、犬追物興行いぬおうちものの射手として参加し、將軍徳川家光及び次期將軍徳川家綱より小袖等を拝領している。その後も慶安四年（一六五二）に藩主光久に供奉し、明暦二年（一六五六）と寛文四年（一六六四）には、將軍家綱への藩主光久の礼使として江戸に赴いている。このように、久常はたびたび江戸に赴いており、このほかにも江戸で兵法の免許を受けている。

北郷家から分家し、千石の領地を与えられたのは慶安元年であり、その前からすでに藩主に供奉し江戸へ赴いていたことがうかがえよう。そして、寛文元年には松山地頭、同四年には平松地頭、さらに同六年には鶴田地頭に転じた。

このように久常は領主に就任することなく、藩の直臣となつて地頭等の役職を担うことになったことがわかる。

次に、本史料の記述概要を紹介したのが、末尾に示した表7である。

これによると、本史料は慶安元年四月五日に、久常が藩の直臣として江戸での犬追物の勤めを行つたこと、彼の現在の持高では不足していたことが藩から指摘され、都城より分家した久常に知行を与えるよう相談があつたことが記されている。

慶安元年は、北郷久直が寛永十八年に二五歳で死去した後、その後任が決まらずに都城領主空位の時期であつた。したがって、久直後室が中心となつて、その対応を行っている。都城側の主張は、自らの知行を割いて直臣化した兄弟へ与えることは前例がないこと、領主が決まらず、女性だけで決めることはできないことを根拠に、藩からの依頼を断っている。

結局は、藩の命令通りに久常への都城領からの知行付与は実施され、梅北寄地七四八石一斗八升四合、同じく梅北益貫七五石七升壹合、そして五十町一七六石九斗三升九合の合計千石壹斗九升の高が都城から藩へ献上された。

注1 『都城市史 通史編 中世・近世』（都城市、二〇〇五年）、山下真一『鹿兒島藩の領主権力と家臣団』（岩田書院、二〇一三年）。

注2 『都城市史 通史編 中世・近世』（都城市、二〇〇五年）、山下真一『鹿兒島藩の領主権力と家臣団』（岩田書院、二〇一三年）。

月	日	藩御使	都城使	概要
	慶安元年（一六四八）			

8	8	8	4	4
22	17	4	10	5
諏訪左右衛門 狼渡大炊助 北郷次右衛門 土持權助	諏訪左右衛門 狼渡大炊助 北郷次右衛門 土持權助	諏訪左右衛門 狼渡大炊助 土持權助	狼渡大炊助 岩切六右衛門 土持權助	狼渡大炊助 岩切六右衛門 北郷次右衛門
鹿兒島城へ呼ばれ、諏訪と狼渡から次藩主にお言えしたところ、八万石ある分を北郷領が少なくしたこと、また北郷三久に御朱印によつて知行が分離されたので、それらはなぜか尋ねられた。そこで、祇宮院移りの時に行高が下がり、北郷三久の知行は分けられ、御朱印地となったことを答えし、狼渡は今少の考え、明日その様子を申し上げるとのことであつた。	後室からの返答。以前、前の公儀（藩主）の下令によつて加増せよとのことを遣わした。これに久常せよとの上地もあつたため家中の者も疲れ果てて厳しい状態である。加える石高について細かいことは聞いていないが、〇〇石ほどではないか。	後室の返答を受けての藩家老からの返答。藩においでしても庶子分の知行は藩から出ても、都城から出ても問題ないとの跡が主の意思あり。	後室（千代松・久直娘）より、上記相談事項について、また名跡が決まらず、前例がないことから、女性が決めて代たから続く知行を分けることは決めた。名跡決定後に改めて指示してほしいとの返答。	藩家老が藩の直臣となり、江戸大迫物である勤めだが、少高により支障があつたものめと都城より分家の知行を出せないかとの相談あり。

[illegible]

5	4	4	3		月
24	21	20	25		日
猿喜 渡入 吉兵 衛助	猿 渡大 炊助	猿喜 渡入 吉兵 衛助	猿 渡大 炊助		藩 御 使
津曲 筑兵 衛門	野辺 勘左 衛門	津曲 筑兵 衛門	野辺 勘左 衛門		都 城 使
登城し、申入吉兵衛・猿渡大炊助へ次 方年の六〇〇石の物成について、久常た 昨へ渡した。千石の知行についての一知	にの割つては、江戸へ相談し決定次第命 じといはる報告あり。	登城し猿渡大炊助から、久常へ四〇〇石 の物成について、久常た	猿渡大炊助・喜入吉兵衛より鹿兒嶋城 の呼ばれた物の返事として、六〇〇石 の昨午に成実の返事として、久常へ渡す てた。今この対し、千石の知行について の方法に就いての指示を依頼する。	一昨日の返事に対し、藩御老中がお聞 きになった。在江戸の御家老中も千石 きになり、相談の結果、年内に千石開 分と昨午の物成を渡す。	概要 公儀高になることは前例がないことか ら断ってきたが、なお命じられたこと を以前、六〇〇石を上げることと合 た。公儀へ差上げることと合 を命じられた。今回は、四〇〇石を 渡す。命じられたので、増加した石 四〇〇石は名跡決定後に決め、増 もと断る。公儀へ知れた行で、い 通しにすべし。公儀へ知れた行で、い 難し。いと申上げた。分を離して差し ば、今、庶子分の高を分ちて差し出 高に。さらには、男・三男分も分ち と。家の高は、男・三男分も分ち 迷惑である。高は、男・三男分も分 右は、公儀へ知れた行で、い 出は、公儀へ知れた行で、い の耳に達し、意となつては、迷惑 知らせる。上意となつては、迷惑 と。公儀へ知れた行で、い

9	6	6	5		月
20	5	1	28		日
喜入 猿渡大炊 吉兵衛	喜入 猿渡大炊 吉兵衛	喜入 猿渡大炊 吉兵衛	喜入 猿渡大炊 吉兵衛		藩御使
相馬弥五右衛門	津曲筑兵衛	津曲筑兵衛	津曲筑兵衛		都城使
猿渡大炊助・喜入吉兵衛へ申上げたことは次のとおり。久常に渡す知行について、彼から過分に荒地があるため割付直してほしいとの申し出があったという。その場所は荒地が少なくないところであるのに、そのように申し出ることとは心得得である。しかし、久常は兄弟であるので割り付け直して差し上げる。渡した高と割付帳の内容は以下の通り。「梅北寄地 七四八石一斗八升四合」「梅北益貫 七五石七升一合五斗五十町」「一七六石九斗三升九合」合計一〇〇〇石一斗九升	猿渡大炊助・喜入吉兵衛から、千石の名寄帳を久常へ公儀から直に渡すようにしてほしい件について、そのようにすると回答あり。	鹿兒島城にて猿渡大炊助と喜入吉兵衛に後室の次のような意見を報告。これまで庶子に知行を分けたことはない。そこで千石は公儀に差し出すので、久常へは公儀から直に渡してほしい。	猿渡大炊助・喜入吉兵衛より藩からの回答として聞いたのは以下の通り。六〇〇石の去年の物成を久常へ渡すとの申し出は了承された。千石の名寄帳のことも報告したところ、それとよいとのこと。これらの返事の内容を小森隼人佐から平田狩野介へ報告した。	行名寄割付帳を提出するので、久常方には御公儀より渡してほしい。都城高三万二一石から除く「惣高目録」を今回申し請けたいが、四〇〇石のことを今について江戸へ申し上げ今少し相談すること。これについて決まり次第目録を申し受けた。千石の高について、梅北寄地の内九四五斗四升三勺、門浮免共に帳二冊、梅北益貫名の内五斗三升九合九勺、門浮免共に帳一冊、合帳三冊をお受け取りしたい。	概要

12	12	12	12	月
20	13	2	1	日
	小森隼人	小森隼人	喜入吉兵衛	藩御使
津相馬弥五右衛門 曲筑兵衛	津相馬弥五右衛門 曲筑兵衛	津相馬弥五右衛門 曲筑兵衛	津相馬弥五右衛門 曲筑兵衛	都城使
石の鎌田左京が藩から返事として聞いた ら物成の都城が、勢から申し出て、今年 に命じられ、久常に渡され、とのこと	喜入吉兵衛宿所にて小森と我ら両人参 上。今日は北郷久加殿が不在のため返 事はなし	喜入吉兵衛から小森隼人を通しての報 告。高目録の藩から出される。そのよ うに高奉行衆の菓丸大炊兵衛へ仰せに なつたとのこと	吉田久加衛門が、山田久加衛門の、島津主 の、高目録に、その高より、石の物、成 を、高に、除く、高目録に、その高より、石 石を、高に、除く、高目録に、その高より、石 につ、今年より、除く、高目録に、その高より、石 に、今年より、除く、高目録に、その高より、石 の、今年より、除く、高目録に、その高より、石 より、今年より、除く、高目録に、その高より、石 四〇石の物、成、高目録に、その高より、石 平田狩野介へ、狼渡大炊助から、仰せ、高渡 された。北郷久常の知行千石の物、成、高渡	概要

都城島津伝承館史料集 第十五号

「都城島津家役所日記 十五」

「都城島津家役所日記十五」

日帳 矣（寛永二十年（一六四三）力十一月）

〔日帳〕（慶安元年（一六四八）四月五日）

発行日 令和八年（二〇二六）三月三十一日

発行者 都城市教育委員会 都城島津邸

〒八八五―〇〇五五

宮崎県都城市早鈴町十八街区五号

〇九八六―二三―二二一六

印刷者 (有) 西田文栄堂

〒八八五―〇〇一六

宮崎県都城市早水町九号二番地一

〇九八六―二二―四四一八



都城島津邸

Miyakonojo Shimazu Residence